

育英大学及び育英短期大学の研究紀要に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、育英大学及び育英短期大学（以下「本学」という。）における教育研究活動の活性化を図るとともに、教員の教育研究成果を公表するために発行する研究紀要について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 研究紀要の名称は、「育英大学研究紀要」及び「育英短期大学研究紀要」とする。

(紀要編集専門委員会)

第3条 研究紀要の編集に当たっては、紀要編集専門委員会を設置し、図書館長が指名する者をもって組織する。

2 前項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(投稿論文等の種類)

第4条 投稿論文等の種類は、未発表の研究論文、研究ノート、実践研究、調査報告、翻訳、原資料等とし、原則として、それぞれ次の基準に適合するものとする。

- (1) 研究論文は、実証的又は論考的研究に基づく原著論文であるもの。
- (2) 研究ノートは、当該分野における実証的又は論考的研究への新たな示唆や問題提起等を含む論文であるもの。
- (3) 実践研究は、教育実践に関わる理論的若しくは教育実践に基づく理論的又は試行的な記述論考であり、オリジナリティに富むもの。
- (4) 調査報告、翻訳、原資料等は、紀要編集作業部会が認めたもの。

(投稿資格)

第5条 投稿できる者は、原則として、本学の専任教員、兼任教員、本学の専任教員との共同研究者及びその他図書館長が認めた者とする。

2 投稿は、一人で複数編を認める。

(執筆要領)

第6条 執筆は、次の要領に従って作成するものとし、要領に従っていない原稿は原則として受理しない。

- (1) 原稿は、パソコン原稿（40字×40行）とし、左右25mm、上下20mmを空け、A4版とする。
- (2) 原稿は、概要、図表、その他の資料（引用文献も含む）を含め5から20枚を原則とする。
- (3) 和文原稿には「欧文タイトル」と50語から150語程度の「欧文概要」を、欧文原稿には「和文タイトル」と500字から800字程度の「和文概要」を付すものとする。また、「欧文タイトル」の

単語の頭文字は大文字で表記する（冠詞、前置詞、接続詞等は除く）。

- (4) キーワードは、日本語と英語を併記するものとし、その他の言語は、必要に応じて付加するものとする。また、英語のキーワードは小文字で表記（固有名詞等は除く）し、それぞれ5項目程度を目安とする。
- (5) 文字は、常用漢字、現代かなづかい（引用文は原文）、数字は算用数字、和文は活字体、統計記号はイタリック体を用いることとし、11ポイントを標準とする。
- (6) 外国地名、人名は原語を用い、外国語にはなるべく訳語をつける。ただし、日本語として慣用化している外国語はカタカナで記す。
- (7) 和文の引用はカギ括弧「」でくくり、欧文の引用文はクオーテーションマーク“”でくくる。ただし、3行以上の引用文の場合は、改行してブロックで表記し、左側全体を2文字空ける。また、引用ブロックの前後には本文との間に1行の行間をとり、引用文の直後に引用文献を記す。
- (8) 引用文献、参考文献は、論文の最後に、著（編）者名・出版年（西暦）・題名・巻・号・出版社・頁数を記載する。
- (9) 図表は本文中に図表のスペースを換算して位置を明記するものとし、図表に特別の費用を要する場合は、あらかじめ申し出る。
- (10) 執筆者の校正（朱筆）は2校までとし、訂正する場合は誤植と基本的事実の訂正にとどめ、原稿の加除は認めない。
- (11) 別刷は、一編につき30部とし、これを越える部数を希望する場合は、執筆者の実費負担とする。

（査 読）

第7条 投稿論文等は、研究紀要の質的な維持・向上を図るため、紀要編集専門委員会において査読者を選考して査読の上、採否を決定する。

2 紀要編集専門委員会は必要に応じて、委員以外の学内外の専門家に査読を依頼することができる。

（査読者）

第8条 査読者は、投稿論文等と同一又は近接する研究領域を専攻する者から選考する。ただし、適任者がいない場合は、学外の者に依頼する。

（査読要領）

第9条 査読者は、紀要編集専門委員会から受け取った投稿論文等を次の各号に掲げる事項について留意し、査読を行う。

- (1) 査読は、内容が学術的に一定の水準に達成しているか、特定の立場ではなく広い視野で評価する。
- (2) 研究論文の場合、オリジナリティがあるか、新たな知見を含み、重要な内容が提示されているか、関連研究との比較が十分になされているかを評価する。
- (3) 研究ノートの場合、当該分野における実証的又は論考的研究への新たな示唆や問題提起等を含むかどうかを評価する。
- (4) 実践研究の場合、教育実践に関わる理論的又は試行的な記述論考であり、オリジナリティに富むものかどうかを評価する。

(5) 調査報告、翻訳、原資料等の場合は、上記以外の本学の教育研究に関する内容を含むかどうかを評価する。

2 査読者は、査読の結果、投稿論文等を次のいずれか1つの判定とし、必要なコメントを付した査読報告書を作成し、投稿論文等を受け取った日から2週間以内に紀要編集専門委員会に提出する。

(1) 掲載可 論文として掲載してよい。

(2) 修正の上掲載（再審査は不要） 投稿者に修正を求めるが再審査を必要としない。

(3) 修正の上掲載（再審査は要） 種類別の変更を含め、投稿者に修正を求めた上で再審査する。

(4) 掲載不可今回の掲載は見合わせる。

(掲載の可否)

第10条 紀要編集専門委員会は、査読者からの査読報告書をもとに、投稿論文等の掲載の採否を決定するとともに、その結果を投稿者に通知する。

2 再審査が必要な投稿論文等は、その査読の結果をもとに決定する。

(異議申立て)

第11条 紀要編集専門委員会は、原則として、査読結果への異議申立ては受け付けない。

(刊行責任)

第12条 研究紀要の刊行に伴う投稿、受理、審査及び編集等の業務全般については、紀要編集専門委員会がその責を負う。

2 研究紀要の刊行は、原則として年1回とする。

(著作権)

第13条 投稿論文等の著作権は、本学に帰属する。

(規則の改廃)

第14条 この規則の改廃は、育英大学の学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成30年3月13日に制定し、平成30年4月1日から施行する。

2 育英短期大学研究紀要投稿規定（平成25年7月2日制定）、育英短期大学研究紀要査読規定（平成25年7月2日制定）及び育英短期大学研究紀要執筆要項（平成25年7月2日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年12月1日に改正し、同日から施行する。